

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、オンコセラピー・サイエンス株式会社と称する。
英文では OncoTherapy Science, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 遺伝子及び遺伝子産物、遺伝子及び遺伝子産物が関与する疾患の研究、その治療法の開発並びにその成果の販売
2. 遺伝子検査用・診断用試薬、医薬品に関する研究開発及び販売
3. 医薬品、医薬部外品及び医療用機器の販売
4. 実験用動物の開発、飼育及び販売
5. 医療、製薬に関する情報提供サービス業、情報処理サービス業
6. バイオテクノロジーに関する特許権、実用新案権等無体財産権等の取得、保有、運用、賃貸借並びに管理
7. 労働者派遣事業
8. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 770,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条の 2 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日より3ヶ月以内にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の事項)

第13条 当会社の株主総会は、法令又は定款の定めた事項を決議することができる。

② 当会社の株主総会は、当株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決議することができる。

(決議の要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項に提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 22 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 23 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 26 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 27 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成15年 6月13日改正

平成15年 7月15日改正

平成15年 9月16日改正

平成16年 6月29日改正

平成16年 11月19日改正

平成17年 6月29日改正

平成18年 6月27日改正

平成21年 6月26日改正

平成25年 10月 1日改正

平成29年 6月 20日改正

令和4年 6月 21日改正

令和7年 6月 24日改正